

大分県医療情報ネット連絡協議会規約

令和元年6月27日制定

(名称)

第1条 この協議会は、大分県医療情報ネット連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）とい
う。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大分県内の大分県医療情報ネット（以下「情報ネット」という。）参加
施設が連携し、情報ネットの情報交換を通して連絡の円滑化、利用促進を目的とする。

(事項)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報ネットの情報交換に関する事業
- (2) 情報ネットの利便性の向上に関する事業
- (3) 情報ネットの普及促進に関する事業
- (4) その他連絡協議会が目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 連絡協議会の目的に賛同する参加施設 各施設1人
- (2) その他会長が必要と認めた者 若干人

(役員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(役員の選任)

第6条 会長は運営協議会会長が兼ねるものとし、別途選任を要しない。

(役員職務)

第7条 会長は、この連絡協議会を代表し、会務を統括する。

(役員任期)

第8条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長が任期の途中で交代する場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議は、毎年1回以上開催する。

2 次の各号に掲げる臨時の場合に会長が招集し、会長が議長となる。

(1) 会長が必要と認めたとき

(議事の特例)

第10条 議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、その形式で議事を聞くことができる。

2 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の連絡協議会において報告しなければならない。

(代理出席)

第11条 議長は、第4条第1号から第2号までの構成員が都合により出席できないときは、構成員からの申し出により代理者の出席を認めることができる。

(構成員以外の者の出席)

第12条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を連絡協議会に参加させ、意見を求めることができる。

(議事録)

第13条 連絡協議会を開催したときは、議事録を作成し、事務局において保管するものとする。

(事務局)

第14条 連絡協議会の事務局は、運営協議会の事務局が行う。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 この規約は、令和4年2月2日から施行する。
- 3 この規約は、令和6年10月11日から施行する。
- 4 この規約は、令和7年12月1日から施行する。